

沖縄県ひとり親家庭等日常生活支援事業のご案内

母子家庭、父子家庭、寡婦に

これは助かるわ！



家庭生活支援員を派遣 します

(家庭生活及び子育て支援員)

沖縄県母子寡婦福祉連合会では、沖縄県から委託を受けて、母子家庭、父子家庭、寡婦の方を対象にヘルパー派遣事業を行っています。登録された経験豊かなヘルパー(家庭生活及び子育て支援員)を派遣し、一時的な保育や日常生活のお手伝い等をしています。



こんなとき、
ご利用下さい。

- + 母子家庭の母、父子家庭の父や、児童の一時的なケガや病気
- + ひとり暮らしの寡婦、又は寡婦と同居している父母の一時的なケガや病気
- 母子家庭の母、父子家庭の父の自立促進に必要な技能習得のための通学や就職活動など(一時的なものに限る)
- 冠婚葬祭、父母の出張、子の学校等の公的行事への参加など
- 他 その他、一時的に援助を必要とする状況になったとき

がんばるあなたを応援します!!

お問い合わせ先

公益社団法人 沖縄県母子寡婦福祉連合会
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4-373-1
沖縄県総合福祉センター(東棟3階)
TEL.098-887-4099 FAX.098-887-4091
<http://www.okiboren.jp/>



これは助かるわ!



生活援助・子育て支援の内容

生活援助	<ul style="list-style-type: none"> ・身の回りの世話（簡単な身体介助） ・住居の掃除 ・医療機関等との連絡 ・食事の世話 ・日用品の買い物 ・その他一時的な生活援助
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の保育 ・技能習得のための通学や就職活動の際の保育サービス ・病後児保育、医療機関等との連絡 ・その他一時的な子育て支援

注 意 事 項

- ◎申請にあたって
- ①本事業を利用希望される方は、事前に登録が必要です。お住まいの市町村の児童福祉担当課等へ「母子家庭等日常生活支援申請書」を提出してください。
 - ②申請書提出の際は下記の書類を添付してください。**※住民票必須**
 - ・母子家庭、父子家庭又は寡婦であることを証明する書類（児童扶養手当証書、母子医療証、住民票等の写し）
→マイナンバー（家族全員分）記入で省略できます
 - ・所得と課税の状況がわかるもの（「第2号様式」又は「市町村民税課税証明書」等）
 - ・生活保護世帯の方は、生活保護法による保護受給証明書
- ◎ご利用にあたって
- ①派遣対象は、一時的に支援を必要とする事由が生じている場合です。継続的に支援契約を結ぶものではありません。派遣回数は原則として年間10回を限度としていますが、状況を判断のうえ対応いたします。
 - ②下記の場合は、派遣することができません。
 - ・支援内容が専門的技術を要する場合（重度の障害や病気の方の介護など）で、家庭生活支援員では対応困難と判断されるとき。
 - ・緊急時や、家庭生活支援員の都合がつかない場合（当日の派遣はできません）
 - ・派遣が、一時的な事由でない場合。

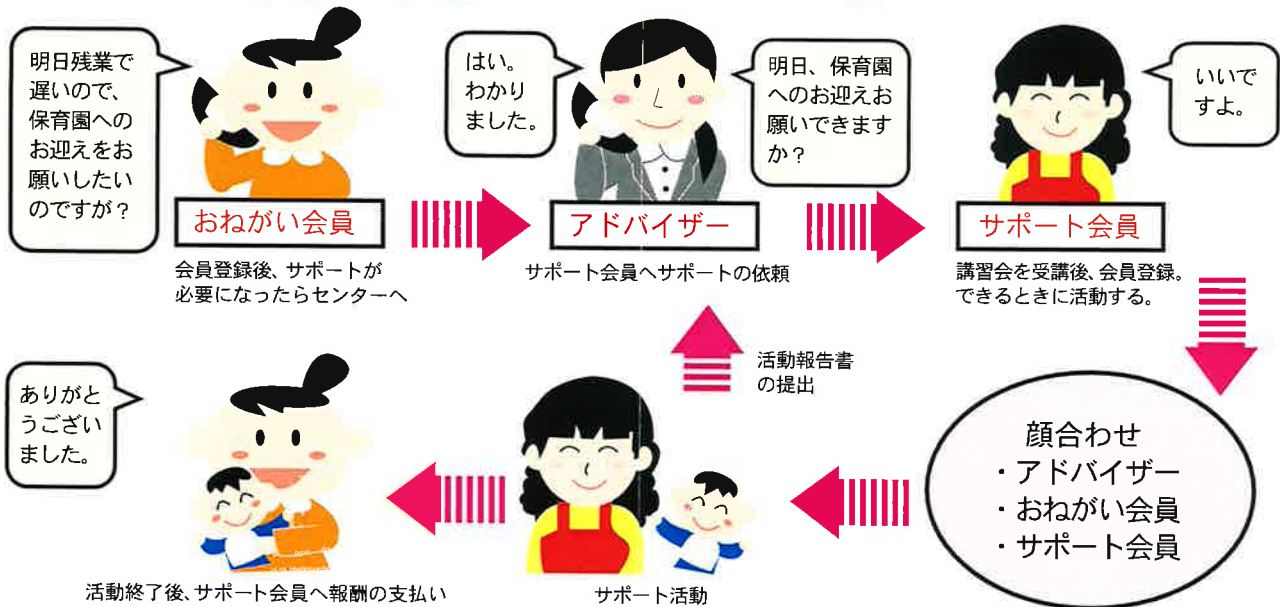
利 用 料 金

利用世帯の区分	利用者の負担額（1時間あたり）	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯	0円	0円
市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	70円	150円
前記以外の世帯	150円	300円

- ※子育て支援については
- ①1時間を基本単位とすることから、最低でも1時間分の利用者負担となります。
 - ②宿泊した場合の負担額は8時間とし、児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額となります。
 - ③児童数に応じた負担額となり、2人以上の児童1人につき児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額が加算されます。

利用時間・報酬の基準

ファミリーサポートセンター活動の流れ



3町村
広域

与那原・西原・中城

ファミリー サポートセンター



利用時間・報酬の基準

利用内容 (時間)		利用料金
平日 (月~土)	7:00~19:00	600円/時間
上記以外の時間/日・祝日/年末年始/当日緊急		700円/時間
病児・病後児		700円/時間
宿泊 (要予約)	21:00~7:00	500円/時間

- ★兄弟姉妹は、2人目以降は半額に加算になります。
- ★利用料金は、おねがい会員がサポート会員へ直接お支払下さい。交通費、オムツ、おやつ、食事などの実費は別途お支払下さい。
- ★無断・当日のキャンセルはキャンセル料が発生します。
- ★援助開始時間から1時間に満たない場合でも1時間の料金となります。
- ★サポート活動保険は入会と同時に加入となります。(保険料はセンターが負担します。)

与那原町・西原町・中城村
(三町村広域)
ファミリーサポートセンター
委託:(公財)沖縄県労福協

■ ファミリーサポートセンターの仕組み



アドバイザー（事務局）

氏名・電話連絡先・日時・依頼内容・活動場所の確認



おねがい会員

・育児の援助をしてほしい方

両方会員

・利用もサポートも希望する方

サポート会員

・育児の援助をしたい方
・子育て経験者
・保育士、看護師等の資格のある方

ファミリーサポートセンターとは…

こどもの一時預かりや保育施設への送迎、病児や病後児の預かりなど、子育ての支援を必要とするおねがい会員と子育ての手助けをするサポート会員をつなげる役目です。

原則として、お子さんの預かり先はサポート会員の自宅となりますが、おねがい会員の指定する場所で預かることもできます。

ファミリーサポートセンターとは…

3町村広域 与那原・西原・中城 ファミリーサポートセンター

……センターのご案内



☎901-1304

沖縄県与那原町東浜97-1 オーシャンブルーⅡ101号

TEL.098-988-1914

FAX.098-988-1924



フリーにほんブログ村

センター開所時間

月曜日～金曜日 AM9:00～PM5:30

(閉所/土・日、祝日、年末年始、慰霊の日)

町村案内窓口

★与那原町子育て支援課 098-945-6520

★西原町こども課 098-945-5311

★中城村福祉課 098-895-2131

■ 会員について

おねがい会員

- ・子育ての援助を受けたい方
- ・与那原町・西原町・中城村又は三町村に隣接する市町村等に居住及び勤務している方
- ・0歳～概ね18歳までの子どもを現に育児している方
- ・その他、センター長が認める方

サポート会員

- ・子育ての援助をしたい方
- ・与那原町・西原町・中城村または三町村に隣接している市町村に居住
- ・その他、センター長が認める方

両方会員

- ・おねがい会員、サポート会員両方希望する方

■ こんな時に利用ができます

- ・保育施設の開始前や終了後の預かり
- ・保育施設までの送迎
- ・学校や保育施設等が休みの時の預かり
- ・保護者等の病気や急用の際の預かり
- ・保護者等の短時間・臨時的就労の際の預かり
- ・冠婚葬祭や兄弟の学校行事の際の預かり
- ・早朝・宿泊等の緊急時の預かり
- ・病児・病後児（回復期）の預かり
- ・宿泊を伴う預かり

こんな時に利用ができます